

災害時等における公演中止等の判断基準について

- 1 暴風警報等発令時のかりゆし芸能公演の取り扱いについて
(令和元年 9 月 11 日制定)
- 2 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえたかりゆし芸能公演の取り扱いについて
(令和 2 年 4 月 1 日制定)

参考：「沖縄県伝統芸能公演事業（かりゆし芸能公演）実施規定」

(災害時等における補助活動の中止)

第 15 条 暴風警報発令時等による補助活動中止の場合、中止が決定した時点までを補助活動とみなす。尚、中止の判断基準については別途定める。

1 暴風警報等発令時のかりゆし芸能公演の取り扱いについて

事務局長決裁 令和元年 9 月 11 日

(公財) 沖縄県文化振興会 (以下、振興会) が実施するかりゆし芸能公演の暴風警報等発令時における開催については、振興会及び採択団体で協議し、下記の基準により中止するか否か決定するものとする。

記

(協議について)

- 1 暴風警報等発令時において、振興会担当職員は、採択団体担当者へ連絡して代表者の意向を確認し、事務局長と協議する。

(台風接近中のとき)

- 2 かりゆし芸能公演では、開催日前日の午後 5 時時点の沖縄气象台・気象庁の発表する台風情報に基づき、開催日当日の公演時間帯に開催される地域が暴風域に入ることが予想される場合は、公演を中止又は延期する。なお、「公演時間帯」とは、開場から終演までの時間をさしており、以下「公演時間帯」とする。

(暴風警報発令中のとき)

- 3 かりゆし芸能公演では、開催日前日の午後 5 時時点の沖縄气象台・気象庁の発表する台風情報に基づき、開催当日の公演時間帯に開催される地域が暴風域から抜けられないことが予想される場合、公演を中止又は延期する。

(その他)

- 4 かりゆし芸能公演では、上記のほか次の場合においても公演の中止又は延期の指標とする。

- (1) 公演当日または公演の開演前（公演中、終演時含む）に、開催される地域においてバス又はモノレールの運行が停止する場合
- (2) その他警報等が解除されても、観客の来場の安全確保ができないと予想される場合及び、舞台及び公演関係者の安全確保が困難と予想される場合

(各対応について)

- 5 前項に基づき公演中止及び延期の決定がされた場合には、次のことについて対応する。
 - (1) 「国立劇場おきなわ公演」については、振興会から会場へ公演中止等を報告する。
 - (2) 振興会は、観客への広報のために公演中止等に係る告知等をウェブサイト及び SNS で行う。採択団体は、後日チケットの払い戻し等の対応にあたる。

(第 15 条関係)

6 (振興会が主催ではない公演)

「移動かりゆし芸能公演」及び「子ども×伝統芸能公演」については、次のとおり対応する。

- (1) 2 から 4 までの基準を適用し、主催となる採択団体において公演中止等の協議を行い、その結果を振興会へ報告するものとする。実施の有無については、採択団体から各会場へ報告する。
- (2) 振興会は、観客への広報のために公演中止等に係る告知等をウェブサイト及び SNS で行う。採択団体は、後日チケットの払い戻し等の対応にあたる。

7 この内規に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別途定めるものとする。

以上

2 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえたかりゆし芸能公演の 取り扱いについて

事務局長決裁 令和 2 年 4 月 1 日

(公財) 沖縄県文化振興会 (以下、振興会) が実施するかりゆし芸能公演については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、公演の中止又は延期について振興会及び採択団体で協議し、下記の基準により決定するものとする。

記

(協議について)

1 中止又は延期の判断が必要と思われる場合、振興会職員は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し、採択団体担当者へ連絡して代表者の意向を確認し、事務局長と協議する。

(判断時期)

2 かりゆし芸能公演では、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し、公演 2 カ月前を目途に中止又は延期の判断をすることとする。なお、発生状況によっては、公演直前に振興会が急遽中止又は延期の判断をする場合がある。

(その他)

3 かりゆし芸能公演では、上記のほか、国及び県より公演の中止又は延期の要請があった場合はそれに従う。

(各対応について)

4 前項に基づき公演の中止又は延期が決定された場合には、次のことについて対応する。

- (1) 「国立劇場おきなわ公演」については、振興会から会場へ公演中止等を報告する。
- (2) 振興会は、観客への告知のために公演中止等に係る告知等をウェブサイト及び SNS 等で行う。中止又は延期にあたって販売済みチケットの払い戻しを行う場合は、WEB 販売分は振興会、その他チケットについては採択団体が対応するものとする。

5 (振興会が主催ではない公演)

「移動かりゆし芸能公演」及び「子ども×伝統芸能公演」については、次のとおり対応する。

- (1) 2 及び 3 の基準を適用し、主催となる採択団体において公演中止等の協議を行い、その結果を振興会へ報告させるものとする。各会場への実施有無の報告は、採択団体が

(第 15 条関係)

行うものとする。

(2) 振興会は、観客への告知のために公演中止等に係る告知等をウェブサイト及び SNS 等で行う。中止又は延期にあたって販売済みチケットの払い戻しを行う場合は、WEB 販売分は振興会、その他チケットについては採択団体が対応するものとする。

6 (感染拡大防止について)

国及び県が発信する情報に基づき、咳エチケットや手洗い等の感染予防策を徹底すること。

※咳エチケット：咳・くしゃみをする際は、マスク、ティッシュ・ハンカチ、袖（肘の内側）を使って、口や鼻をおさえる。手で口や鼻をおさえたり、何もせずに咳・くしゃみをしない。

7 この内規に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別途定めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。

以上